

国立大学法人茨城大学フロンティア応用原子科学センターと  
国立大学法人東京大学物性研究所との  
JRR-3 における中性子散乱装置の運営協力に関する覚書

国立大学法人茨城大学フロンティア応用原子科学センター（以下「甲」という。）と国立大学法人東京大学物性研究所（以下「乙」という。）とは「国立大学法人茨城大学フロンティア応用原子科学センターと国立大学法人東京大学物性研究所との物質科学の研究推進に関する連携協力協定」に基づき、JRR-3 に設置された中性子散乱装置を協力して運営するため、次とおり覚書を交換する。

1. 甲及び乙は、広範な物質構造研究を協力して発展させるため、JRR-3 に設置された中性子散乱装置の運営と高度化を共同で推進する。
2. 甲及び乙は、中性子散乱装置を用いた研究、教育、人材育成、技術開発を協力して推進する。
3. 本覚書の有効期間は平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、この覚書の有効期間満了の 30 日前までに、甲又は乙から特段の申し出がない場合は、さらに 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。
4. 本覚書の解釈に疑義が生じた場合、又は本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲及び乙は協議の上、決定するものとする。

本覚書の成立を証するため、本覚書 2 通作成し、甲及び乙が押印の上、それぞれ各 1 通を保管するものとする。

平成 28 年 7 月 21 日

乙

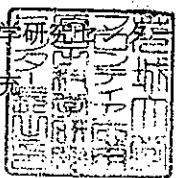
国立大学法人

茨城大学

フロンティア応用原子科学研究中心

センター長

馬場



甲

国立大学法人

東京大学

物性研究所

所長

瀧川

